

公益財団法人川越女子高等学校同窓会^{きっかわ}吉川奨学財団修学奨学金選考規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人川越女子高等学校同窓会^{きっかわ}吉川奨学財団（以下「この法人」という）の修学奨学金給付者の選考にあたり、公正かつ適正な手続きが行われるよう定めることを目的とする。

第2章 選 考

(選考基準)

第2条 この法人が行う奨学金給付者の選考は、次の基準に基づいて行う。

- 1 申請者の属する世帯の所得状況等が次の各号のいずれかに掲げる状況に該当すること。
 - (1) 申請者の保護者及びその配偶者の両方が地方税法（昭和25年法律第266号）の規定により、市町村民税の所得割の納税義務を負わないと認められる場合
 - (2) 申請者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けるなど、前号と同程度の所得状況であると認められる場合
- 2 向学心が認められる者であること。

(所得状況の確認)

第3条 業務執行理事は前条第1項について、学校長の推薦書に記された所得状況を確認し、選考委員会に提出するための書類を整理する。

(向学心の確認)

第4条 選考委員会は第2項第2号について、本人から提出された志願書類や作文を確認するとともに、校長より意見を聴取するものとする。

第3章 決 定

(理事会の権限)

第5条 理事会は、選考委員会の選考結果を確認し、給付者と給付額を決定するものとする。

第4章 雑 則

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年 3月27日から施行する。

この規程は、令和5年10月11日から施行する。